

質問第一号

国道の新設又は改築に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和四年十月四日

野
田
国
義

参議院議長尾辻秀久殿

国道の新設又は改築に関する質問主意書

国道の新設又は改築の要望があつた場合、災害対策や防衛等の緊急的な対処を要する場合を除いた各都道府県内における優先順位の決定方法と国の関与について、次のとおり質問する。

一 国が事業化の優先順位を決める国道の新設又は改築のプロセスの中で、国や都道府県以外に、全国道路利用者会議等の特定の団体からの要望により、優先順位が変更されるということはあるのか、これまでにこうした前例があれば事業名と理由を具体的に答弁されたい。

二 同様に、政治家等、特定の者からの要請により、優先順位が変更されるということはあるのか、これまでにこうした前例があれば事業名と理由を具体的に答弁されたい。

三 国道の新設又は改築においては、都道府県側の費用負担も発生することから、優先順位の決定に当たつては、国と都道府県での協議の必要があるはずと推測するところであるが、その手続方法についての規定または基準等があれば具体的に答弁されたい。また、規定や決定基準が存在しない場合、事業推進における税金の使途や国民への情報公開の観点の公平性・透明性を保つためどのような方策が取られているのか、具体的に答弁されたい。

右質問する。